

令和7年3月6日
市民局防災企画課

市政記者各位

西尾レントオール株式会社及び株式会社ショージとの 「災害時における物資供給に関する協定」の締結について

1 趣旨

福岡市では、大規模な災害が発生した場合などに迅速な応急対策が行えるよう、企業や団体と様々な災害時応援協定の締結を進めています。

この度、西尾レントオール株式会社、株式会社ショージ及び福岡市の3者で、「災害時における物資供給に関する協定」を締結しました。

今回の協定により、災害時において被災住民等を支援するための物資の緊急調達が可能となります。

2 協定概要

(1) 協定の相手方

①西尾レントオール株式会社

レントオール事業部 執行役員 事業部長 岡本 義清（おかもと よしきよ）氏

②株式会社ショージ

代表取締役社長 中園 克己（なかその かつみ）氏

(2) 協定締結日

令和7年3月6日（木）

(3) 主な供給物資

- ・トレーラーハウス
（宿泊用、トイレ用 等）
- ・簡易シャワー設備
- ・テント
- ・発電機、投光器
- ・ストーブ、スポットクーラー
- ・オフィス家具
- ・高圧洗浄機
- ・ブロアー（送風機） など

トレーラーハウスの一例

【宿泊用】



※内部の様子



【トイレ用】



【問い合わせ先】

福岡市市民局 防災企画課 池田・長嶋
TEL：711-4056（内線1727）

災害時における物資供給に関する協定

福岡市（以下「甲」という。）と西尾レントオール株式会社及び株式会社ショージ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に供給するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第 2 条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第 3 条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別表）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定し、乙が承認した物資

（要請の方法）

第 4 条 第 2 条の要請は、「供給要請書」（別紙様式第 1 号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（協力）

第 5 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

（物資の輸送、設置及び撤去）

第 6 条 物資の輸送及び設置は、甲が指定した市内の避難所等へ乙が行い、当該場所において甲の職員が確認の上、これを受領するものとする。

- 2 前項の規定による輸送及び設置が困難な場合は、甲乙協議の上、方法・場所等について決定するものとする。
- 3 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を「物資供給報告書」（別紙様式第 2 号）により甲に報告するものとする。
- 4 物資の撤去は、甲乙協議の上、乙が実施し、撤去完了後、速やかに「完了報告書」（別紙様式第 3 号）により甲に報告するものとする。

（車両の通行）

第 7 条 甲は、乙が物資を輸送する際には、車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用の負担）

第 8 条 供給した物資及びその輸送、設置及び撤去にかかる費用は、甲が負担するものとする。
2 前項に規定する費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第 9 条 乙は、供給した物資及びその輸送、設置及び撤去にかかる費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡先報告届」(別紙様式第4号)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(平常時の連携)

第12条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する防災に関する市民への啓発活動等に協力するよう努めるものとする。

(協定の破棄)

第13条 乙が、暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期限(以下、「協定期間」という。)は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手に対し、この協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は、期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第15条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年3月6日

甲 福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎

乙 大阪府大阪市城東区鳴野西二丁目6番8号
西尾レントオール株式会社
レントオール事業部
執行役員 事業部長 岡本 義清

福岡県大野城市山田三丁目11番15号
株式会社ショージ
代表取締役社長 中園 克己

(別表)

供給要請対象物資一覧

番号	品 種	品 目	番号	品 種	品 目
1	車両	フォークリフト	23	安全器具	ヘルメット
2		トレーラーハウス	24		電光表示板
3	プレハブ	簡易シャワー設備	25		警告灯・回転灯
4	設営用具	テント(空調式・パイプ式) 付属品一式(杭・ロープ)	26		コーン・コーンバー
5		強化プラスチック敷き板	27	清掃用具	高圧洗浄機
6	電源(照明)機器	発電機	28		ブロアー
7		投光器	29		ゴミ箱(45ℓ)
8		電工ドラム・延長ケーブル	30	軽車両	自転車
9		照明機器(フローレンライト)	31		パンクレス折りたたみ自転車
10		LEDランタン	32	通信設備	Wi-Fiネットワーク機器
11	電化製品	ストーブ(電気・石油)			
12		スポットクーラー			
13		扇風機			
14	オフィス家具	長机・椅子			
15		梯子・脚立			
16		スチール棚、書棚			
17		ホワイトボード(スタンド式)			
18		拡声器			
19		ハンディメガホン			
20		パーテーション			
21		ロッカー			
22		プロジェクタースクリーン			

※記載されている品目以外についても供給を要請する場合がある。